

○不破消防組合職員の分限の手續き及び効果に関する条例

昭和43年5月1日条例第4号

改正

昭和49年4月1日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續き及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分限に関する手續及び効果)

第2条 職員の分限に関する手續き及び効果については、垂井町職員の分限の手續き及び効果の例による。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

